

平成20年8月5日
経済産業省
資源エネルギー庁

7月28日の大雨に関するガスの災害特別措置の認可について

7月28日の大雨により、災害救助法が適用された富山県南砺市及び石川県金沢市において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可を行いました。

- 1.平成20年7月28日の大雨により、同年7月29日付けで富山県南砺市及び石川県金沢市に対して災害救助法を適用することが決定された。
- 2.一般ガス事業及び簡易ガス事業については、災害救助法適用市において被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法第20条ただし書及び同法第37条の6の2ただし書の規定に基づき、料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）を実施するため、平成20年8月1日に金沢市、中越産業（株）、日本海ガス（株）、イワタニ北陸（株）、伊丹産業（株）、（株）下島商会、（株）米沢産業、（株）無量井産業、（株）雄伸、金沢市農業協同組合、三谷ガス（株）、大城エネルギー（株）及び大智（株）から申請を受け、8月4日、特別措置（別紙参照）の認可を行った。
- 3.当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日（平成20年7月28日）まで遡及して適用される。
- 4.なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定である。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部ガス市場整備課

担当者：佐藤（直）課長補佐、馬場課長補佐

電話：03-3501-1511（内線 4751～6）

03-3501-2963（直通）

ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において、被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一場所で応急的にガスを使用するために臨時のガス工事について、平成20年9月30日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。
2. 被災された需要家の平成20年7月分(早収期間の最終日が災害救助法の適用日(7月28日)以降となるもの)及び8月分の各ガス料金の早収期間及び支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。
なお、早収期間の設定がない簡易ガス事業者については、6月分のガス料金の支払についても対象となる。
 - 1 早収期間：検針日から数えて21日間をいう。
 - 2 支払期限：検針日から数えて51日目をいう。
3. 被災日(災害救助法適用日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。

